

盛岡市私道等整備事業補助金交付制度について

盛岡市建設部道路管理課

目 次

- I 盛岡市私道等整備事業補助金交付制度のあらまし
- II 補助金交付事務の流れ
- III 補助金交付申請のしかた
- IV 補助金交付の諾否決定から補助金の受領まで
- V 盛岡市私道等整備事業補助金交付要綱

I．盛岡市私道等整備事業補助金交付制度のあらまし

盛岡市では、市民のみなさんが生活環境の向上をはかるため、私道などを整備する際に、みなさんの申請に基づいて『一定の条件』を備えた私道工事の経費にたいし、補助金を交付しています。

1．申請できる方は、私道の所有者又は利用者に限ります。

2．補助金の交付の対象となる工事等の内容は次のとおりです。

◎ 私道などの舗装や側溝、カーブミラー、転落防止柵など道路本体及び付帯構造物の新設・更新又は補修

3．補助金を受けるための一定条件とは次のとおりです。

舗装・側溝工事等

- ◎ 道路の延長が20m、幅員が1.8m以上あること。
- ◎ 道路に出入口が接している建物で、かつ所有者が異なる建物が3軒以上あること。
- ◎ 道路の一端又は両端が舗装されている公道に接していること。
- ◎ 道路に係る補修工事を行う場合は、道路の損傷が著しく生活環境が損なわれていると市長が認めた道路であること。
- ◎ 側溝工事を行う場合、流末が水路に接続できること。
- ◎ 当該補助金の交付を受けて整備された道路の場合は、交付を受けた年度の翌年度から10年以上経過していること。
- ◎ 建築基準法第42条第1項第5号に指定された道路の場合は、当道路に指定された日から10年以上経過していること。
- ◎ 道路の所有者の工事着工にたいしての同意が得られること。
- ◎ 道路の沿線土地所有者と住民の工事着工にたいしての同意を得られること。

カーブミラー設置

- ◎ 道路の延長が20m、幅員が2.7m以上あること。
- ◎ 道路に出入口が接している建物で、かつ所有者が異なる建物が3軒以上あること。
- ◎ 道路の一端又は両端が舗装されている公道に接していること。
- ◎ カーブミラーは、私道等又は当該私道等に隣接する敷地に設置が可能であること。

4. 補助金の額とは

私道などの整備に要する費用（見積額）と市長が査定した額（審査額）とを比較し、いずれか低い額に次表に掲げる補助率を乗じて得た額以内の額です。ただし、その額が 200 万円を超えるときは、200 万円を限度とします。

別 表

経 費	補 助 率
アスファルト又はコンクリート舗装（部分的な路面補修を含む。）を行う場合に要する経費	10 分の 5（幅員が 2.7 メートル以上の場合、4 分の 3）
側溝、転落防止柵等の新設、更新又は補修を行う場合に要する経費	10 分の 5（幅員が 2.7 メートル以上の場合、4 分の 3）
カーブミラーの設置を行う場合に要する経費	4 分の 3

例 1) 幅員 1.9 m の道路

見積額 9 0 5 , 0 0 0 円 …… (A)

審査額 8 8 5 , 0 0 0 円 …… (B)

補助額 = (B) 8 8 5 , 0 0 0 円 $\times$ 0.5 = 4 4 2 , 5 0 0 円以内

例 2) 幅員 3.0 m の道路

見積額 1 , 0 9 0 , 0 0 0 円 …… (A)

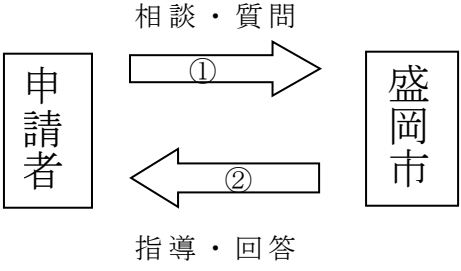
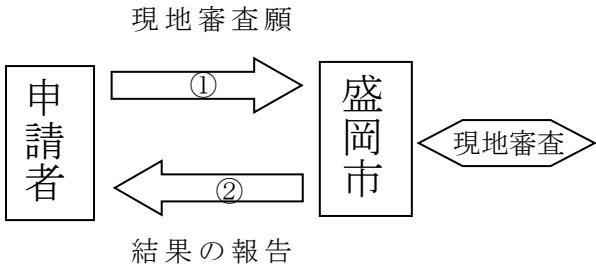
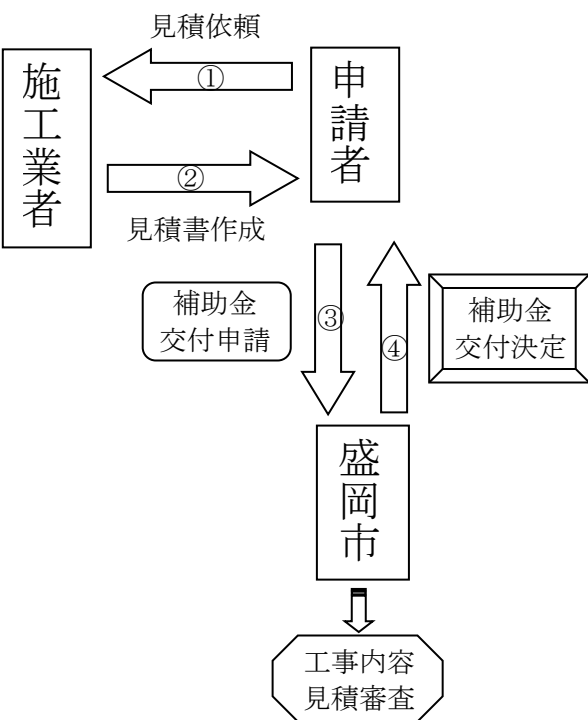
審査額 1 , 2 0 0 , 0 0 0 円 …… (B)

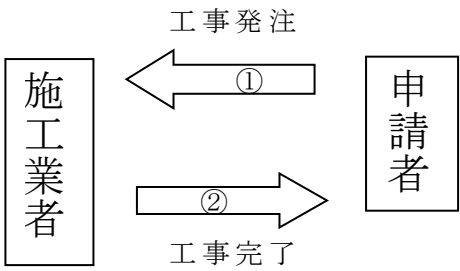
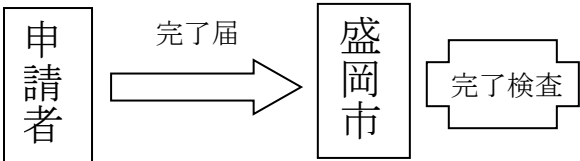
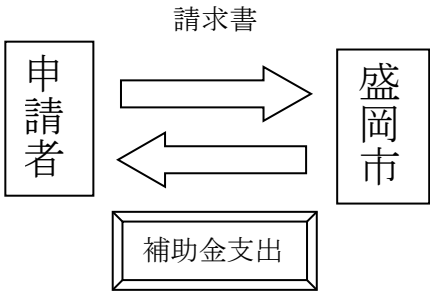
補助額 = (A) 1 , 0 9 0 , 0 0 0 円 $\times$ 0.75 = 8 1 7 , 5 0 0 円以内

5. 補助金交付の時期は、工事、納品が完了し、市の検査に合格した後です。

Ⅱ．補助金交付事務の流れ

1) 舗装、側溝等の新設等工事、カーブミラー設置工事

事前相談	 <pre> graph LR A[申請者] -- ① 相談・質問 --> B[盛岡市] B -- ② 指導・回答 --> A </pre>	・私道整備に関する疑問点、相談などをお受けしております。本申請に入る前に必ずご相談ください。 (工事が開始された後ですと、ご相談の内容に応じられない場合があります。)
現地審査	 <pre> graph LR A[申請者] -- ① 現地審査願 --> B[盛岡市] B -- ② 結果の報告 --> A B -- 現地審査 --> C{ } </pre>	・申請者から提出された『現地審査願』によりまして、後日係員が現地の確認を行い、整備可能かどうか審査いたします。 - この段階で工事に関して必要な点や舗装や側溝のタイプを指示いたします。
補助金交付審査	 <pre> graph TD A[申請者] -- ① 見積依頼 --> B[施工業者] B -- ② 見積書作成 --> A A -- ③ 補助金交付申請 --> C[盛岡市] C -- ④ 補助金交付決定 --> A C -- ⑤ 工事内容見積審査 --> D{ } </pre>	・現地審査の結果整備可能であれば、申請者が選定した施工業者に、見積書・図面作成等の依頼をしていただきます。 ・申請書に上記の書類を添えて、市に提出してください。 ・工事内容、見積額などが基準に適合するかどうかの審査をします。 (基準に適合しない場合は、再度見積書及び図面等の作成を依頼していただきます。) ・工事にあたって問題点等がある場合、その問題が解決されるまで補助金の交付決定は行いません。 ・審査の結果支障がない場合には、補助金交付決定通知書により通知します。

施 工		・補助金交付決定後に、施工業者に工事を発注してください。
完 了 検 査		・工事完了後に、工事完了届等の書類を提出していただきます。後日、検査員が現地において完了検査を行います。
補 助 金 支 出		・完了検査合格後、請求書等を提出していただき、補助金の支出をいたします。 (事務手続上２～３週間の期間を要します。)

Ⅲ．補助金交付申請のしかた

1．申請書類の受付期間

申請書類の受付期間は、毎年４月１日から１１月３０日までです。

2．申請書類の提出先

申請書類の提出先は、建設部道路管理課路政係です。

電話（６１３）－８５４２ 内線（２７１７、２７７１）

3．申請書類

申請書類は次の通りです。

舗装、側溝等の新設等工事、カーブミラー設置

- ◎ 補助金交付申請書 １部
- （ ◎ 盛岡市私道等整備事業申請者名簿 １部 ）
- ◎ 事業計画書 １部
- ◎ 収支予算書 １部
- ◎ 土地所有者の工事着工同意書 １部
- （ ◎ 土地所有者のカーブミラー設置同意書 １部 ）
- ◎ 誓約書（必要に応じて） １部
- ◎ 平面図（展開図） １部
- ◎ 工事標準横断図 １部
- ◎ 工事見積書 １部

4．申請及び工事にあたっての注意すべき事項

◎ 土地所有者等の権利者の同意について

整備の障害となる権利を有するすべての方から同意をうけていないため、後日紛争が起こることがあります。この紛争を避けるため、権利者の同意は完全なものにしてください。権利者の同意が完全なものでないため、権利者から異議の申し立てがなされ、損害を賠償しなければならない場合がありますが、この損害賠償義務は、申請者（申請者名簿に記載されているすべての方）が負うことになりますので、申請にあたっては地元で十分に話し合いをしてください。

◎ 舗装する時期について

外気温があまりに低くなると良好なアスファルト舗装ができませんので、冬期における工事は、できるだけ避けてください。

◎ 工事請負人の選定について

舗装工事並びに舗装側溝工事の請負業者は、安心して工事を任せられる業者を選定してください。

Ⅳ．補助金交付の諾否決定から補助金の受領まで

1．交付の諾否決定

申請に基づき、道路管理課が現場調査・書類の内容の審査を行った上で交付の諾否を決定します。申請総額が当該年度の予算額を超過するような場合には、打ち切る場合がありますのでご了承ください。

2．交付の諾否決定通知

補助金を交付する場合は、補助金交付決定通知書に、次の条件を付して通知します。

- ◎ 補助金をその目的以外に使用しないこと。
- ◎ 事業の内容、経費の配分又は執行計画を変更する場合には、承認を受けること。
- ◎ 事業を中止し、又は廃止する場合には、承認を受けること。
- ◎ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、報告してその指示を受けること。

3．工事完了の届出

申請者は、工事等が完了したときは、**補助事業完了報告書**、**事業実績書**及び**収支決算書**と**工事完了届**に**工事の経過を示す写真、完成図面**を添えて道路管理課へ提出してください。

4．完了検査

工事完了届が提出されてから速やかに市、申請者及び請負業者の立会いのうえ完了検査を行います。検査の結果、事業計画に適合していないときは、申請者に工事の手直しを指示し、又は補助金の一部を減額することがあります。

5．補助金交付の通知

完了検査に合格したときは、補助金を現に交付する旨通知します。

6．補助金交付の請求

補助金の交付の通知を受けた方は、**補助金交付請求書**を道路管理課へ提出してください。

7．補助金の交付

補助金の交付は、請求手続きが済んでから速やかに市から申請者に交付します。

※ 市からの補助金については、市から直接業者へ支払うこともできます。

補助金交付請求書に振込先及び委任者名をご記入の上、ご提出ください。

V 盛岡市私道等整備事業補助金交付要綱

昭和 58 年 4 月 1 日告示第 85 号

改正	平成元年 4 月 1 日告示第 106 号	平成 20 年 3 月 31 日告示第 128 号
	平成 15 年 3 月 31 日告示第 133 号	平成 24 年 3 月 22 日告示第 102 号
	平成 21 年 3 月 26 日告示第 99 号	令和 2 年 4 月 1 日告示第 181 号
	平成 25 年 4 月 5 日告示第 260 号	令和 4 年 3 月 30 日告示第 155 号
	平成 10 年 3 月 23 日告示第 79 号	令和 7 年 3 月 31 日告示第 202 号

(目的)

第 1 私道等の整備の促進を図るため、補助対象者が私道等整備事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第 2 この告示において「私道等」とは、一般交通の用に供している道路で道路法（昭和27年法律第180号）その他の政令にその設置及び管理に関し特別の定めのないものをいう。

2 この告示において「補助対象私道等」とは、次の各号のいずれにも該当する私道等をいう。ただし、当該私道等に係る土地の所有者が法人（国及び地方公共団体を除く。）のみである場合における当該私道等を除く。

- (1) 延長が20メートル以上であること。
- (2) 幅員が 1.8メートル以上であること。
- (3) 出入口が接し、かつ、所有者が異なる建物が 3 棟以上あること。
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の指定を受けた道路の場合にあつては、当該指定を受けた日から10年以上経過しているものであること。
- (5) その一端が道路法第 3 条各号に掲げる道路で舗装しているものに接続していること。
- (6) この告示による補助金の交付を受けた私道等である場合にあつては、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から10年以上経過していること。
- (7) 私道等の所有権その他の権利を有する全てのものから、私道等整備事業の実施の承諾を得ていること。
ただし、当該承諾を得られないことにつきやむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

3 この告示において「私道等整備事業」とは、補助対象私道等に係る次に掲げる整備をいう。ただし、第 1 号又は第 2 号に規定する補修を行う場合には、当該補助対象私道等の損傷の程度が生活環境が著しく損なわれていると市長が認めたものとする

- (1) アスファルト舗装又はコンクリート舗装（いずれも部分的な路面補修を含む。）
- (2) 側溝、転落防止柵等の新設、更新又は補修（側溝の新設、更新又は補修を行う場合にあつては、排水の放流先及び流末が確保されている場合に限る。）

(3) カーブミラーの設置（幅員が 2.7メートル以上の補助対象私道等又は当該補助対象私道等に隣接する敷地に設置する場合に限る。）

4 この告示において「補助対象者」とは、次の各号のいずれかに該当するもので法人以外のものをいう。ただし、一の私道等整備事業に対して町内会、自治会等又は2以上の者が当該補助金の交付を受けようとする場合にあっては、その代表者に限るものとする。

- (1) 補助対象私道等に係る土地の所有者であること。
- (2) 補助対象私道等に出入口が接している建物の管理者であること。
- (3) 補助対象私道等に接している敷地の所有者その他の権利を有しているものであること。
- (4) 補助対象私道等が存する地域の住民をもつて組織する町内会、自治会等であること。

（補助金の交付の対象及び補助額）

第3 第1に規定する経費は、補助対象者が私道等整備事業を行う場合に要する経費とし、これに対する補助額は、当該経費と当該経費に関し市長が査定した額とを比較していずれか低い額に、次表の左欄に掲げる私道等整備事業の区分に応じ同表の当該右欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額とする。ただし、その額が200万円を超えるときは、200万円を限度とする。

区分	補助率
第2第3項第1号に掲げる整備	10分の5（幅員が2.7メートル以上の補助対象私道等にあつては、4分の3）
第2第3項第2号に掲げる整備	10分の5（幅員が2.7メートル以上の補助対象私道等にあつては、4分の3）
第2第3項第3号に掲げる整備	4分の3

（補助の実施期限）

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和7年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、当該年度の事業実施延長及び実施箇所数とする。

（申請の取下期日）

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（提出書類）

第6 規則の規定により提出する書類の提出部数及び提出期日は、別表第2のとおりとする。

改正文 略

改正文（令和7年告示第202号抄）

令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

経費	補助率
1 アスファルト又はコンクリート舗装（部分的な路面補修を含む。）を行う場合に要する経費	10分の5（幅員が2.7メートル以上の私道等にあつては、4分の3）
2 側溝、転落防止柵等の新設、更新又は補修を行う場合に要する経費	10分の5（幅員が2.7メートル以上の私道等にあつては、4分の3）
3 カーブミラーの設置（幅員が2.7メートル以上の私道等又は当該私道等に隣接する敷地に設置する場合に限る。）を行う場合に要する経費	4分の3

別表第 2（第 6 関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第 4 条	1 補助金交付申請書	1 部	補助事業開始の 15日前又は当該 年度の11月30日 のいずれか早い 日
	2 事業計画書	1 部	
	3 収支予算書	1 部	
	4 土地所有者の工事着工同意書（土地所有者の所在が不明であるため同意を得ることが困難であると市長が認めた場合は、申請者の誓約書）	1 部	
	5 土地所有者のカーブミラー設置同意書（私有地にカーブミラーを設置する場合に限る。）	1 部	
	6 工事代金見積書の写し	1 部	
	7 その他市長が必要と認める書類		
規則第 9 条第 1 項	補助事業変更承認申請書	1 部	事業を変更しようとする15日前
規則第 9 条第 2 項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1 部	中止し、又は廃止しようとする日の15日以内
規則第14条	1 補助事業完了報告書	1 部	事業完了後15日 以内又は当該年 度の 2 月末日ま でのいずれか早 い日
	2 事業実績書	1 部	
	3 収支決算書	1 部	
	4 工事完了届	1 部	
	5 その他市長が必要と認める書類	1 部	

規則第17条第 1 項	補助金交付請求書	1 部	補助金額確定通 知書を受領した 日から起算して 15日以内
----------------	----------	-----	--

様式 省略